

## 後納制度（国民年金保険料の納付期限延長）が 10月から始まります

これまで国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年以内（平成14年10月分以降）の納め忘れた保険料を納めることができる後納制度が始まります。

保険料を納めることで、将来受け取る年金の増額や、年金の受給資格が得られる可能性があります。

後納制度による保険料納付には、事前の申し込みが必要です。審査の結果によっては、制度をご利用いただけない場合もあります。

□問い合わせ先 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)050  
半田年金事務所 ☎(21)2322

# 多重債務でお困りの方へ

## 無料法律相談を開催します

サラ金・クレジット会社からの借入が原因ではありませんか？

弁護士が無料で相談にのります。借金の問題は解決できます。一人で抱え込まないでください。

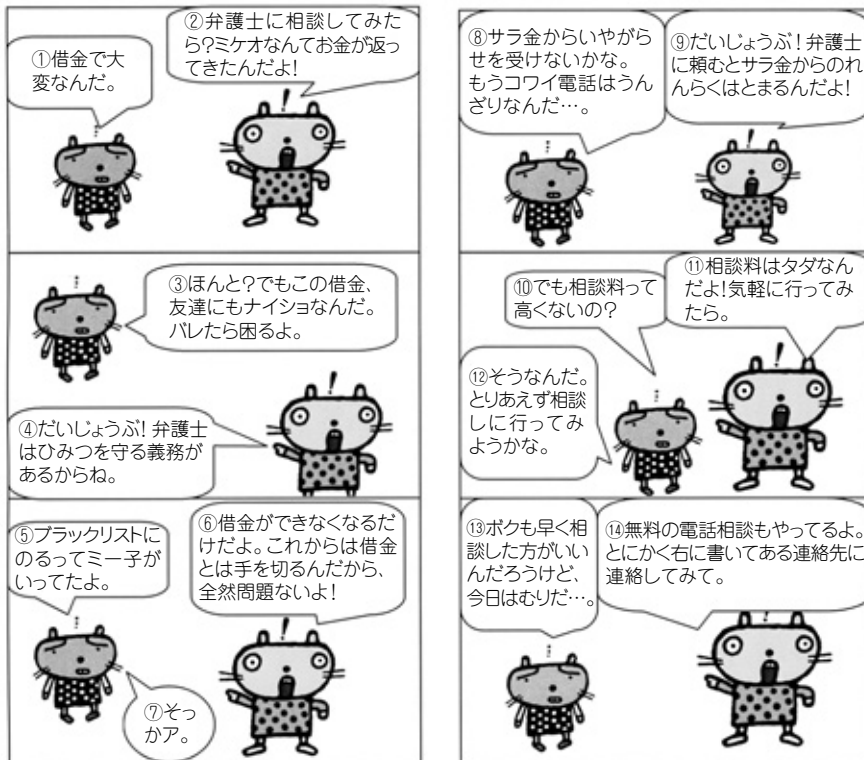


□相談日 8月24日(金)

※ 当日、住民福祉課国保年金係窓口で受け付けをしてください。相談会場へ案内します。

□相談時間 午後1時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)

※ 電話相談を希望の方は、上記の相談日時に問い合わせ先へ電話してください。担当弁護士に電話をつなぎます。(弁護士との相談は予約優先です。)



愛知県弁護士会新キャラクター  
間之助(きくのすけ)

- ◎愛知県弁護士会のサラ金・クレジット相談担当の弁護士が応じます。
- ◎借金について弁護士に相談し、解決している人はたくさんいます。まずは気軽に相談してみてください。
- ◎阿久比町でもこの相談会で過払金が返ってきた人がいます。

□問い合わせ先  
住民福祉課国保年金係  
☎(48)1111(内214・216)

漫画は愛知県弁護士会 多重債務対策本部 監修